いての確実な知識の修得」と「実務教育の導入部分」についての効果的な学習を確保する。「基礎法学・隣接科目群」「展開・先端科目群」の諸科目についても同様に、1クラス40名程度の少人数教育を行う。

- 3. さらに、「特別演習科目群」の1年生配当の「基礎演習 I 」、「基礎演習 II 」は1クラスの 上限を9名とし、3年生の「特別演習」ではさらに少人数のクラスとなる。
- 4. 「基礎演習 I」、「基礎演習 II」 は必修科目とはしていないが、特に初めて法律学を学習する者にとって、法学の基礎的な知識を学ぶとともに、クラス担任方式によって、担当者が密接な個別指導を行うことを主旨としており、春学期の途中で、既修者についても、担任・副担任制度を導入した。
- 5. 本研究科では、研究者教員と実務家教員との連携を重要視している。研究者教員が法理論教育を担当し、実務家教員が実務的な科目を担当するという任務分担的な体制をとらず、「理論と実務の融合」という観点から、実務家教員も法理論教育に積極的に関与するという体制をとっている。「法曹養成に特化した教育」という法科大学院の理念を実現するためには、従前の法学教育にしばしば見られた実務的観点の無視・捨象といった現象は、あってはならないからである。そのため、実務家教員の法律基本科目への積極的関与を図っており、講義・演習科目を実務家教員が担当する、あるいは、実務家と研究者が共同担当する、といったことを通じ、カリキュラム委員会や、研修会、研究会の場で教育内容や方法について議論していくことにより、「理論と実務の融合」の確保を目指している。
- 6. マルチメディアを活用した教育の導入状況については、ロースクールの授業の特殊性から報告できるような著しい成果はない。
- 7. 遠隔授業はしていない。

(点検・評価の結果)

専門職大学院である法科大学院の設置にあたり、2004年度開設の際、設置趣旨につき 充分な議論を経た上で文部科学省に設置申請したものであり、教育方法のあり方について は適切であると考えており、現状も順調にすすんでいる。

(改善の具体的方策)

大きな問題もなく教育の成果もあがり円滑にすすんでいる。よりよい教育のあり方を目指すための課題については、引き続き各種委員会において議論し、速やかに解決をはかっていく。

10.3.4 教育成果のあり方

【評価項目 6-4-1】 教育効果の測定

(必須要素) 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

(選択要素)修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況

(選択要素) 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

【評価項目 6-4-2】 厳格な成績評価の仕組み (成績評価法)

(必須要素) 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

<開設時に設定した目標>

- 1. 成績評価の客観性の確保
- 2. 成績評価基準の策定と評価の統一性
- 3. 成績の絶対的評価 (厳格な成績評価) と相対的評価の有用性
- 4. 授業担当教員による独自の教材の開発・出版

(現状の説明)

1. 教育効果の測定については、以下のような原則を設け、実施してきた。(1)シラバスで評価基準を明らかにする。(2)学年末に定期試験(筆記試験またはレポート)を行う。(3)定期試験のみで評価しない。成績評価は、定期試験の成績と授業中の試験やレポートの成績、発表や報告等の内容により、総合的に行うものとする。(4)成績評価は、A+、A、B+、B、C+、C、Dの7段階とし、Dは不合格とする。(5)特定の科目の成績評価がCまたはDの者に対しては、一定の学習期間の後、再試験の機会を与える。再試験により合格となった者の成績評価は、当初の成績評価がDであった場合はCとし、Cであった場合はC+とする。

本研究科では、開設当初より、多様な方法で学生の能力、学習成果の把握に努めてきた。上記(3)の具体的な方法については、一応定期試験をメインとしつつも科目ごとに効果的と考える方法も異なりうることから科目担当者の判断により、授業中に小テストを多用する、中間試験を実施する、事前または事後のレポートを重視する、専ら口頭での質疑応答、ディベートの結果を平常点の中心とする等と、かなり多様である。これは、成績評価の在り方は、当然のことながら、教育方法の在り方と密接に関連していることの現われである。上記(5)について、開設当初(2004年春学期)は、成績評価がDの者に対してのみ再試験の機会を与えたが、成績評価がCの者についても、再度学習の機会を与えた方が教育成果の向上・確保という観点からはより適切であろうとの判断により、2004年度秋学期からその取扱いを変更したものである。

2. 本研究科では、成績の総合評価システムとしてGPA制度を導入している。それぞれの成績評価に対するGrade Pointおよび素点換算の目安(評価:GP:素点換算の目安〔100点満点〕)は、A+:4.0:90~100、A:3.0:80~89、B+:2.5:75~79、B:2.0:70~74、C+:1.5:65~69、C:1.0:60~64、D:0.0:0~59である。GPAは、〔(科目の単位数)×(その科目のGrade Point)の総和〕÷(履修登録した単位数)の総和、により算出する。各科目担当者は、このGPAを各学年における受講生一人ひとりの相対的評価の客観的指標として、きめ細かな教育サポートのために活用している。さらに、2005年度から、本研究科全体の取組みとして、全学生を対象に、とくに学年ごとに成績下位および中位の者を対象としたレベルアップ検討会を2回実施した。その検討結果を踏まえて、担当教員が対象となった学生に対する個別指導を2005年3月初旬および6月下旬に行った。

- 3. 安易な成績評価によって、本研究科が目標とする法曹としての資質を備えず一定のレベルに達しない者が卒業することのないように、A+の割合を上位1割以内に限るほかは、基本的に絶対評価、すなわち厳格な成績評価を実施している。
- 4. 単位制の趣旨に鑑み、また学生自らが十分に予習・復習する時間を確保することができるように、1年間に履修登録できる単位数の上限を、1年生および2年生は各36単位、3年生は44単位と定めている。なお、授業開始後2週間以内であれば、履修登録科目の抹消・追加を認めている。

(点検・評価の結果)

現状の説明の1に記載した多様な成績評価については、各教員間でその成果を相互に検証しつつあるところであるが、開設後ようやく2年目に入ったばかりであり、いまだ試行錯誤の段階にあると思われる。

2については、きれいな分布を示す科目もあれば、特定の評価 (例えば、AとB) に偏っている科目もあり、科目の性質・内容および受講人数にもよると思われるが、評価基準の策定・評価の統一・客観性の観点からはなお検討の余地があると思われる。

3については、全体としては、やや評価が甘い印象はぬぐえない。

(改善の具体的方策)

- 1. 教員間での大方の了解事項でもあり一部学生からの要望もある中間試験の方法として、何らの予習を前提とせずに、当日、一定の時間内に、(抜き打ちで)一定の応用問題を提示して答案を書かせるやり方がある。これにより、法曹に求められる限られた時間内での情報整理能力・分析力、論理的思考力・推理力と文章構成能力などをチェックし涵養することが可能となる。
- 2. とくに、3年生対象の民事法総合演習、刑事法総合演習および公法総合演習の一環として、文章力アップのために、新たにアカデミック・アドバイザー制度を導入した。これにより、授業時間外を活用して、授業の復習も兼ね、法曹としての重要な資質である法律文書を書く力を高めることが期待されている。
- 3. 教授会やカリキュラム委員会等ですでに何度か検討を重ねてきた問題ではあるが、授業評価の一環として、学生の意見も参考にしながら教員相互間で成績評価についてさらに議論を尽くし、共通の認識を持つこと、その徹底を図ることが求められている。
- 4. ロースクールの授業にマッチした独自の教材(教科書・参考書)の開発・出版が望まれるが、そのためには、少なくても教材執筆期間中、教員の授業等の負担を軽減する必要があろう。